

佐賀県建設工事施工体制確認型総合評価落札方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式（以下「施工体制確認型」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、施工体制確認型とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、施工能力、技術提案及び価格が最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）で、品質確保のための体制の確保状況を確認し、設計図書等の要求要件の実現の確実性を審査し、評価する方式をいう。

(対象工事)

第3条 施工体制確認型は、設計価格が次の各号に定める額の建設工事について実施する。

ただし、試行により行う自己採点型によるものを除く。

- 一 土木一式工事にあつては設計価格が8千万円以上
- 二 建築一式工事にあつては設計価格が1億5千万円以上
- 三 第1号及び第2号を除くその他の工事にあつては設計価格が6千万円以上

(評価の方法)

第4条 落札者は、次式で得られた評価値をもって決定する。

技術評価点 = 基礎点 + 加算点 + 施工体制評価点

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

なお、基礎点は100点とし、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

- 2 この要領において「加算点」とは、佐賀県建設工事総合評価落札方式標準型実施要領（以下「標準型実施要領」という。）または佐賀県建設工事総合評価落札方式簡易型実施要領（以下「簡易型実施要領」という。）により対象工事ごとに定める落札者決定基準をもとに評価し、得られた数値をいう。
- 3 この要領において「施工体制評価点」とは、設計図書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与えられる数値である。評価項目として、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目ごとに各15点を配点し満点は30点とする。

(評価値の決定)

第5条 収支等命令者等（収支等命令者又は収支等命令者が落札者の決定等について他の機関に執行依頼を行った場合の当該依頼を受けた機関の長をいう。以下同じ。）は、評価値を決定するに当たって技術審査会に諮り、総合評価技術委員会に報告しなければならない。

(聞き取り調査の実施)

第6条 収支等命令者等は、施工体制評価点を評価するため、予定価格の制限の範囲内で入札した者について、開札後速やかに、聞き取り調査を実施するものとする。ただし、入札価格が佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第106条第2項に規定する額（以下「低入札価格」という。）以上であるときは聞き取り調査を行わないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定による落札候補者に係る入札価格が低入札価格以上であるときは、入札価格が低入札価格に満たない者（以下「低入札者」という。）に対しても聞き取り調査を行わないことができる。

(調査書類の提出)

第7条 収支等命令者等は、低入札者に対して、開札後聞き取り調査のための調査書類を求めることとする。なお、調査書類は次のように取り扱うものとする。

- 一 調査書類の作成等に要する費用は、低入札者の負担とする。
- 二 調査書類の返却及び公表は原則として行わない。
- 三 調査書類の提出後における提案内容の修正及び再提出は原則として認めない。

2 低入札者は、都合により聞き取り調査のための調査書類を提出期限までに提出できない場合は、収支等命令者等に対し、提出できない旨の申し出を書面により行うものとする。この場合、低入札者の入札は無効として取り扱い、第11条の規定は適用しないものとする。

(施工体制評価点の評価の方法)

第8条 収支等命令者等は、聞き取り調査及び調査書類、工事費内訳書等をもとに審査を行い、評価項目毎に3段階で評価（15点、5点、0点）するものとする。なお、施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うものとする。また、調査書類等に記載された内容が適切でないため、公告等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこ

ととし、標準点を与えないことができる。

(評価値の確定)

第9条 収支等命令者等は、施工体制評価点、加算点、基礎点の確定について技術審査会で審議し決定する。このことについて総合評価技術委員会が意見聴取の必要を認めた場合、意見を聴かなければならない。

(入札公告等に示す事項)

第10条 収支等命令者等は、施工体制確認型を行う場合、入札公告等に次に掲げる事項を明示するものとする。

- 一 施工体制確認型の対象工事であること。
- 二 聞き取り調査を実施すること及び日時、場所等。
- 三 調査書類の提出を求めること及び提出期限、内容等。
- 四 聞き取り調査に応じない者及び調査資料の提出を行わない者等は入札を無効とすること。

(指名停止)

第11条 収支等命令者等は、低入札者から調査書類の全部又は一部が提出されない場合若しくは未記入の場合、低入札者が聞き取り調査に応じない場合は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、指名停止措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項は、標準型実施要領及び簡易型実施要領によるものとする。また、これらによりがたい場合は、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

本要領は、平成19年5月1日から適用する。

附 則

本要領は、平成20年4月1日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 25 年 10 月 4 日から施行し、施行日以後に開札を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後に公告を行うものから適用する。